

平成26年12月9日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大について

<添付資料>

資料 1 区域拡大に向けた経緯と今後の予定

資料 2 都市景観形成推進施策の概要

資料 3 川崎駅周辺景観計画特定地区の指定区域及び景観形成方針等の概要

資料 4 川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大に対する意見の募集について

参考資料 1 川崎駅周辺景観計画特定地区景観形成方針・基準（素案）

参考資料 2 川崎駅東口周辺現況写真

まちづくり局

区域拡大に向けた経緯と今後の予定

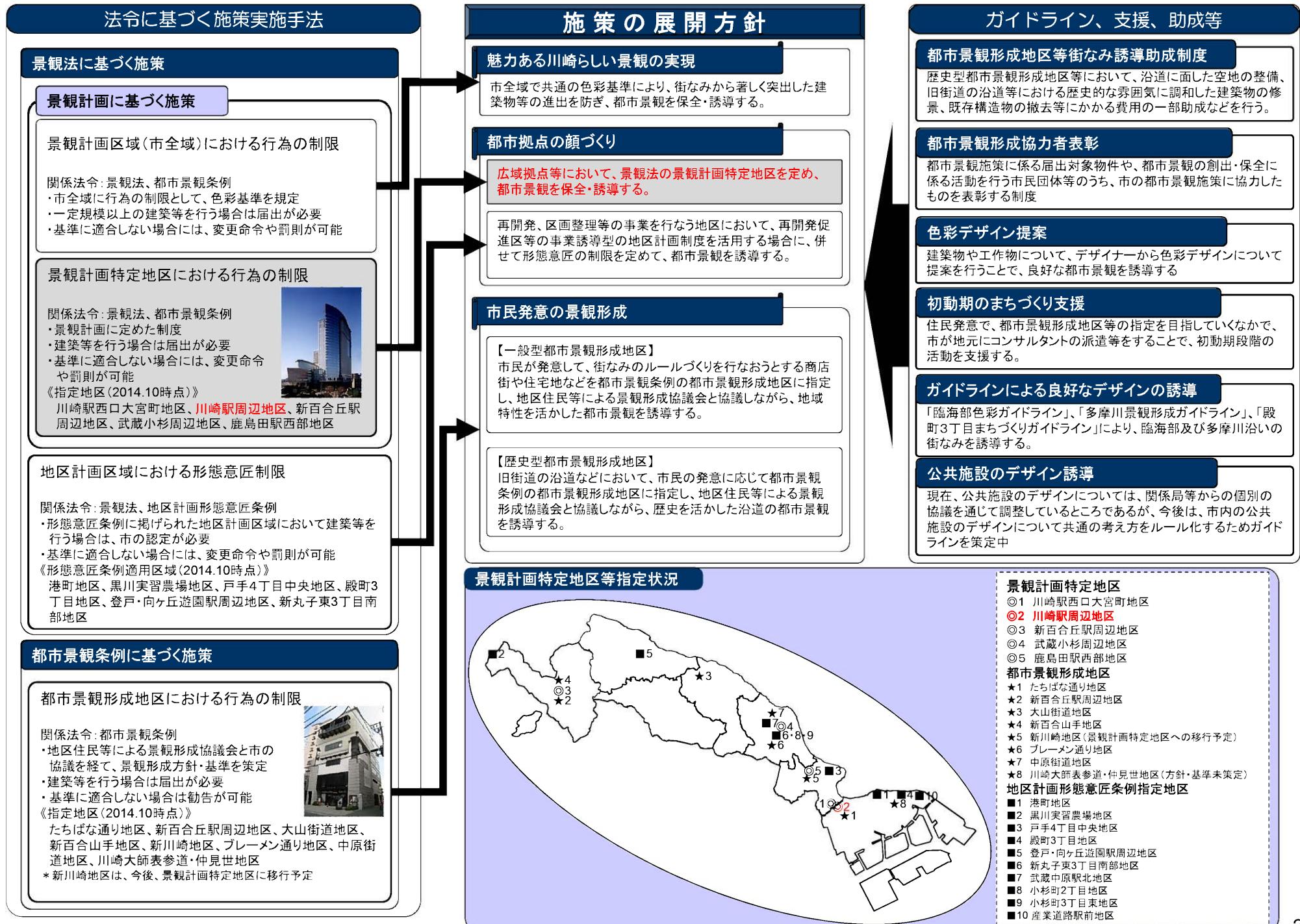
1 川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大に向けた経緯

| | |
|--------------|------------------------|
| 平成 23 年 6 月 | 川崎駅周辺景観計画特定地区指定の告示 |
| 平成 23 年 10 月 | 川崎駅周辺景観計画特定地区指定の施行 |
| 平成 23 年度～ | 川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大の検討 |
| 平成 24 年度～ | 区域拡大に係る関係権利者個別説明開始 |
| 平成 25 年度 | 区域拡大に係る関係権利者説明会を 3 回開催 |
| 平成 26 年 9 月 | 都市景観審議会中間報告 |
| 平成 26 年 10 月 | 屋外広告物審議会中間報告 |

2 今後の予定

| | |
|-------------|--|
| 平成 27 年 2 月 | 都市計画審議会への意見聴取 屋外広告物審議会への諮問・答申 |
| 平成 27 年 3 月 | 都市景観審議会への諮問・答申 |
| 平成 27 年 4 月 | 川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大及び 景観形成方針・基準の告示 |
| 平成 27 年 7 月 | 川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大及び 景観形成方針・基準の施行 屋外広告物条例施行規則の改正 |

都市景観形成推進施策の概要



施策の展開方針

魅力ある川崎らしい景観の実現

市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した建築物等の進出を防ぎ、都市景観を保全・誘導する。

都市拠点の顔づくり

広域拠点等において、景観法の景観計画特定地区を定め、都市景観を保全・誘導する。

再開発、区画整理等の事業を行なう地区において、再開発促進区等の事業誘導型の地区計画制度を活用する場合に併せて形態意匠の制限を定めて、都市景観を誘導する。

市民発意の景観形成

【一般型都市景観形成地区】

市民が発意して、街なみのルールづくりを行なおうとする商店街や住宅地などを都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、地域特性を活かした都市景観を誘導する。

【歴史型都市景観形成地区】

旧街道の沿道などにおいて、市民の発意に応じて都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、歴史を活かした沿道の都市景観を誘導する。

ガイドライン、支援、助成等

都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度

歴史型都市景観形成地区等において、沿道に面した空地の整備、旧街道の沿道等における歴史的な雰囲気に調和した建築物の修景、既存構造物の撤去等にかかる費用の一部助成などを行う。

都市景観形成協力者表彰

都市景観施策に係る届出対象物件や、都市景観の創出・保全に係る活動を行う市民団体等のうち、市の都市景観施策に協力したものを表彰する制度

色彩デザイン提案

建築物や工作物について、デザイナーから色彩デザインについて提案を行うことで、良好な都市景観を誘導する

初動期のまちづくり支援

住民発意で、都市景観形成地区等の指定を目指していくなかで、市が地元にコンサルタントの派遣等をすることで、初動期段階の活動を支援する。

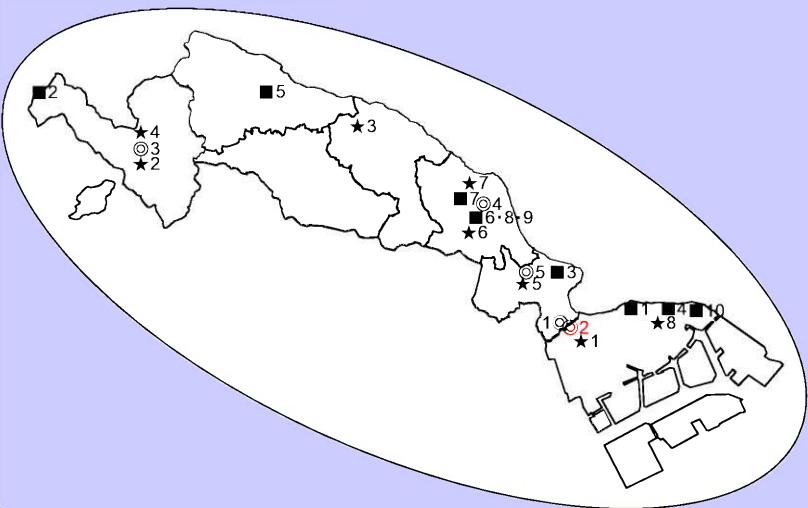
ガイドラインによる良好なデザインの誘導

「臨海部色彩ガイドライン」、「多摩川景観形成ガイドライン」、「殿町3丁目まちづくりガイドライン」により、臨海部及び多摩川沿いの街なみを誘導する。

公共施設のデザイン誘導

現在、公共施設のデザインについては、関係局等からの個別の協議を通じて調整しているところであるが、今後は、市内の公共施設のデザインについて共通の考え方をルール化するためガイドラインを策定中

景観計画特定地区等指定状況



景観計画特定地区

- ◎1 川崎駅西口大宮町地区
- ◎2 **川崎駅周辺地区**
- ◎3 新百合丘駅周辺地区
- ◎4 武蔵小杉周辺地区
- ◎5 鹿島田駅西部地区

都市景観形成地区

- ★1 たちばな通り地区
- ★2 新百合丘駅周辺地区
- ★3 大山街道地区
- ★4 新百合山手地区
- ★5 新川崎地区(景観計画特定地区への移行予定)
- ★6 ブレーメン通り地区
- ★7 中原街道地区
- ★8 川崎大師表参道・仲見世地区(方針・基準未策定)

地区計画形態意匠条例指定地区

- 1 港町地区
- 2 黒川実習農場地区
- 3 戸手4丁目中央地区
- 4 殿町3丁目地区
- 5 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区
- 6 新丸子東3丁目南部地区
- 7 武蔵中原駅北地区
- 8 小杉町2丁目地区
- 9 小杉町3丁目東地区
- 10 産業道路駅前地区

区域拡大に向けた方向性

川崎駅東口は、一定程度統一した良好な景観が形成され、平成23年度には、川崎駅周辺地区を景観法に基づく景観計画特定地区に指定することで、その景観の維持、発展を図っている。

今回、既成市街地を含む東口駅前東地区を、当特定地区を拡大する区域として指定し、駅前広場を中心に一体的な景観形成を誘導することで、本市の表玄関にふさわしい、良好な景観の形成を図る。

川崎駅周辺景観計画特定地区の指定区域



景観形成方針

川崎市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」を感じられる街なみづくり

【景観形成の方針】

- 駅前広場と一体的な明るく開放的な都市空間を形成する
- 西口・東口地区を結ぶ回遊性の高い空間を形成する
- 人々が交流し、憩える空間を形成する

【景観形成のコンセプト】

- 建築物・工作物等のデザイン
 - 明るさと開放感が感じられる街なみを誘導する
- 屋外広告物のデザイン
 - 既成市街地の賑わいとの連続性に配慮する



行為の制限の概要（建築物等の形態意匠の制限）

■施設計画・建築物等のデザイン

各地区共通

- 壁面が長大な場合は、分節化等で圧迫感を軽減させる
- 低層部は、開放的なデザインとし、にぎわいの演出に配慮
- 美観の持続性に考慮した質の高い素材
- 付帯施設や屋外設備類は緑化等で修景し、建築物と一体的にデザイン
- 歩行者を引き込むような開放的な空間を創出
- 日除けテントは、落ち着いた色彩で全面を覆わない



東口駅前東地区

- 駅前広場と一体となった、明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるデザイン
- 川崎駅東口の正面玄関としてのイメージを高める洗練された風格あるデザイン
- シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠

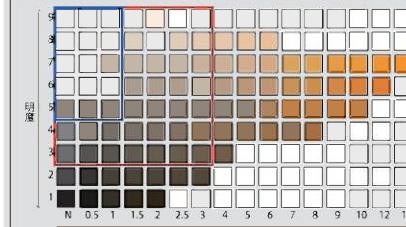


■外壁の色彩

東口駅前東地区

- 明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるよう、白を基調

YR(黄赤)系の色相の例



■公共用地

各地区共通

【舗装（歩道）】

- 洗練されたシンプルな質感のある素材

【工作物】

- 横断防止柵等の工作物は、シンプルなデザイン

東口駅前東地区

【舗装（歩道）】

- 歩道部の舗装は、低明度の無彩色

【工作物】

- 地下街への入口等は、明るく開放的なデザイン

■民有地

各地区共通

- 通りと敷地の境界には、塀及び柵を設けない
- 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和させる
- 公共空間と一体となった開放的な空間整備

東口駅前東地区

- 敷地内通路は、明るく開放的で都会性を演出



■みどり

各地区共通

- 緑化の空間演出等により、潤いのある景観形成
- 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化

東口駅前東地区

- 駅前広場と一体となった樹種及び配置



■照明

各地区共通

- 過度に点滅する照明は使用しない
- 演色性が高く、暖かみのある光源
- 光源の眩しさに配慮



川崎駅周辺景観計画特定地区の指定区域及び景観形成方針等の概要

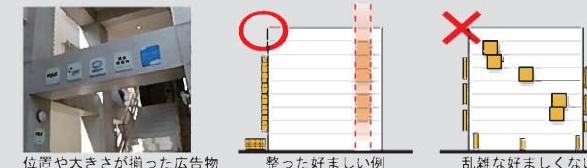
広告物の定義

- 低層部 地上10m以下の部分
- 中層部 地上10mを超え、地上45m以下の部分
- 高層部 地上45mを超える部分
- 接地範囲 地上又は歩行者デッキ(「接地面」)に接している際のうち、接地面に接している部分
- 壁面看板 建築物又は工作物(「建蔽物等」)の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「窓面広告物」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁面広告基 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けられたもの
※該面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- ショーウィンドウ 建築物の壁面に設置する掲出物(「外面がガラス等で覆われているものに限る。」)を利用して広告表示するもの
- 窓面広告物 窓面の外側に広告表示するもの
- 窓裏広告物 建築物の内側に広告表示するもの
- 枠付懸垂幕等 「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもの、一方の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖看板 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- バナーフラッグ 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地上設置広告物 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮設広告物 表示期間が90日を超えないもの
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたもの、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。



①広告物の配置

* 広告物の乱雑な掲出を抑止する



④広告物の照明

* 落ち着いた夜間景観の形成



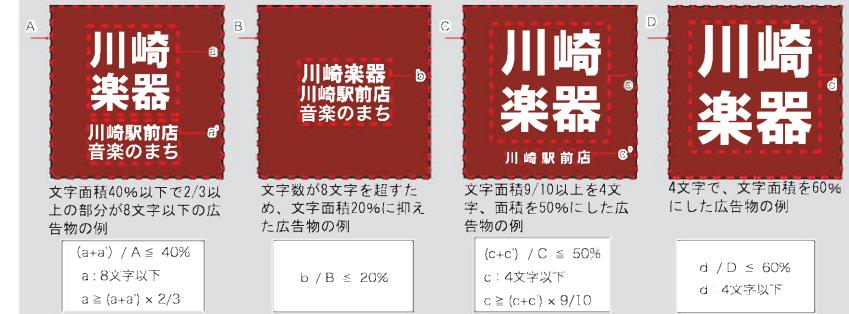
⑤広告物の色彩

* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止(下図は基準に適合した事例)



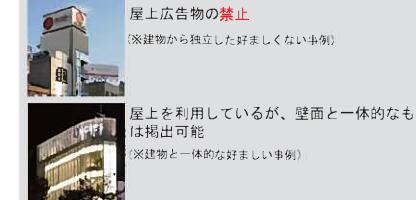
⑥広告物の文字

* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止(下図は基準に適合した事例)



⑦屋上広告物

* 建物になじまない広告を制限



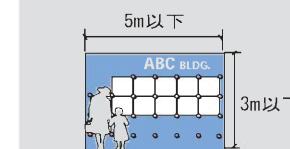
⑧バナーフラッグ

* 設置位置、大きさ等を規制



⑨地上設置広告物

* 設置位置、大きさ等を規制



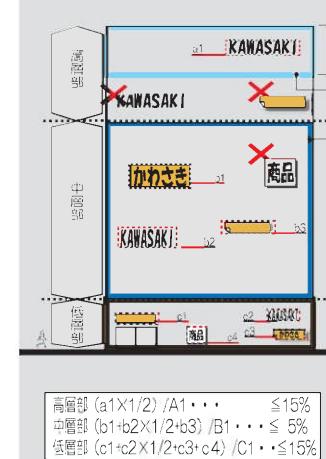
⑩映像装置

* 設置位置、大きさ等を規制



⑪壁面看板等(地区別)

* 掲出量、大きさ等を規制



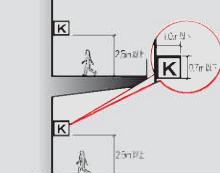
⑫枠付懸垂幕等(地区別)

* 掲出量を規制



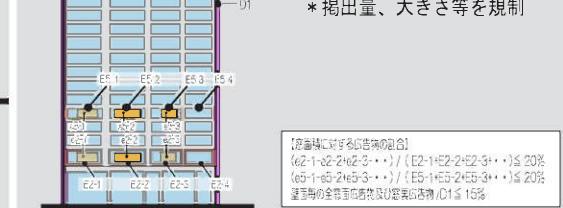
⑬袖看板(地区別)

* 設置位置、大きさ等を規制



⑭窓面広告物等(地区別)

* 掲出量、大きさ等を規制



川崎駅周辺景観計画特定地区の区域拡大に対する意見の募集について

■目的

川崎駅周辺景観計画特定地区の指定区域を拡大します。

それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

■意見の募集期間

平成26年12月12日（金）から平成27年1月15日（木）まで ※当日必着

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
 - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
 - 3 川崎図書館の閲覧コーナー
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) FAX 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

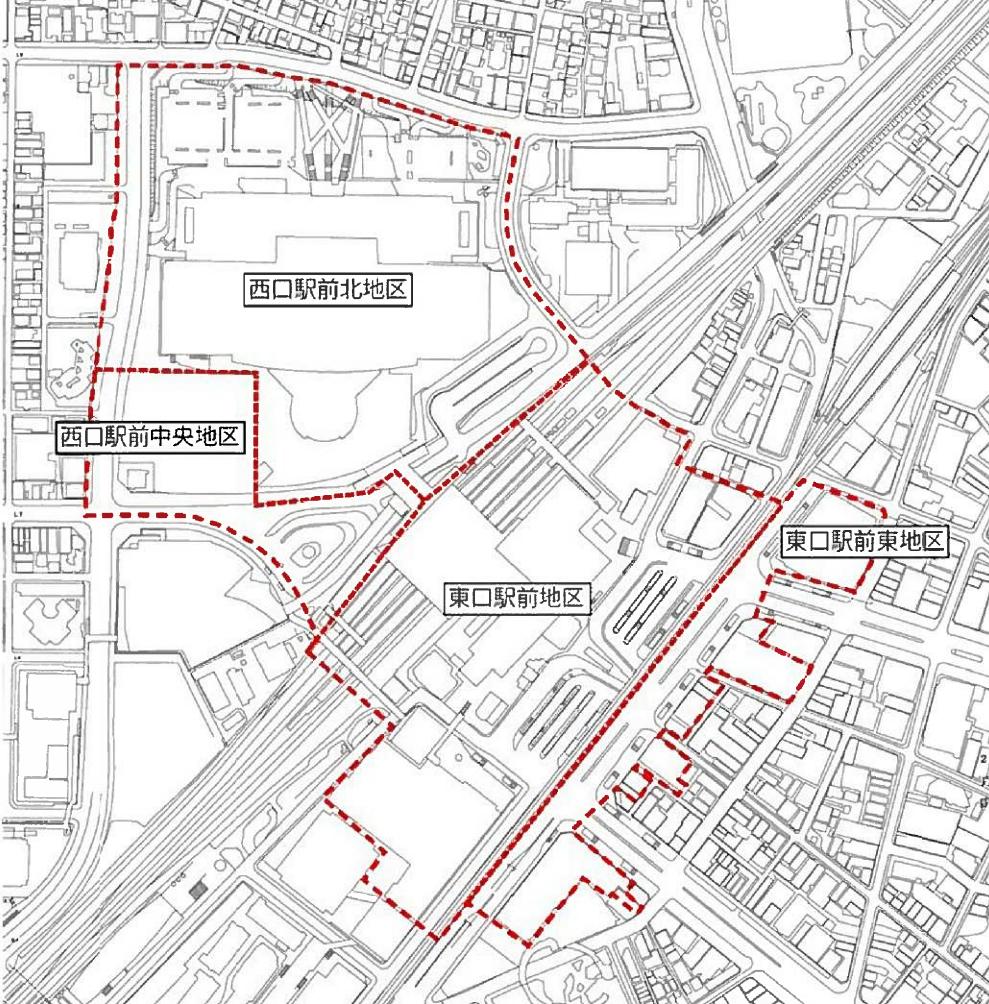
- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成27年4月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話044-200-2707

参考資料 1

川崎駅周辺景観計画特定地区景観形成方針・基準（素案）

| 特定地区の区域 |  | | | |
|---------------------------|---|---------|---|-------------------------------------|
| | 東口駅前地区 | 東口駅前東地区 | 西口駅前北地区 | 西口駅前中央地区 |
| 景観形成方針 区分 1 基本目標 | 川崎市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」が感じられる街なみづくり | | (1) 商業・交流機能の核にふさわしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり (2) 人々が憩い交流する「ゆとりと楽しさ」のある街なみづくり | 川崎駅西口駅前広場を核とする「落ち着きと風格」が感じられる街なみづくり |

| | | | | | |
|-----------------------------|----------------|--|---|--|----------|
| | 2 方針 | (1) 駅前広場に対して正面性を持たせた建物配置を行い、駅前広場と一体的な明るく開放的な都市空間を形成する。 (2) 西口・東口地区を結ぶ回遊性の高い空間を形成する。 (3) 駅前広場の再編にあわせ、人々が交流し、憩える空間を形成する。 | (1) 計画的かつ一体的な土地利用を行い、シンボル性の高い個性豊かな街なみを形成する。 (2) 駅に直結し周辺地区を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。 | (1) 西口駅前広場を中心とし、隣接する地区との連携を図りながら、潤いのある空間を形成する。 (2) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。 | |
| 行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限) | 区分 | 東口駅前地区 | 東口駅前東地区 | 西口駅前北地区 | 西口駅前中央地区 |
| | 施設計画・建築物等のデザイン | (1) 広場方向に対して正面性を持たせた建築物の配置により、駅前広場と一体となった、明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるデザインとするものとする。 (2) 川崎駅東口の正面玄関としてのイメージを高める洗練された風格あるデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 | (1) 建築物及び付帯施設によって構成される空間は、川崎駅西口のランドマークとして、計画的な変化を持たせ、多様性とアート性のあるデザインとするものとする。 (2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 (4) 施設内に交流機能の核となる広場空間を設け、川崎駅東西自由通路とデッキの高さで連結することで、都市軸を構成するものとする。 (5) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。 | (1) 建築物は、風格及び落ち着きが感じられるデザインとするものとする。 (2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 (4) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。 | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| | | | を設けるものとする。 |
| | | (1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (2) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (4) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁の外枠に組み込む等、一体的なデザインとなるよう努めるものとする。 (5) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一緒にデザインするよう努めるものとする。 (6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。 (7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (8) 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、建築物の入口部分についても開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。 (10) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。 | |
| 外壁の色彩に関する制限 | (1) 明るく、開放的で、都市の魅力を感じられるよう、白を基調とした色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地上 10 メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相 5 YR から 9. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 1 以下とする。 イ 低層部（地上 10 メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相 5 YR から 9. 9 Y の範囲であり、明度 3 以上かつ彩度 3 以下とする。 (3) 建築物等の壁面の 5 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第 2 号の基準は適用しないものとする。 | (1) 川崎駅西口のランドマークとして、テーマ性及びアート性を有した色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地上 12 メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相 0 R から 9. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 3 以下とする。 イ 低層部（地上 12 メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相 0 R から 9. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 3 以下、又は、明度 3 以上 5 未満かつ彩度 5 以下とする。 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第 2 号の基準は適用しないものとする。 | (1) 風格及び落ち着きが感じられる色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地上 12 メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相 0 R から 9. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 3 以下とする。 イ 低層部（地上 12 メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相 0 R から 9. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 3 以下、又は、明度 3 以上 5 未満かつ彩度 5 以下とする。 (3) 建築物等の壁面の 5 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第 2 号の基準は適用しないものとする。 |

| | | | |
|----------------------|--|--|------------------------------------|
| | | <p>しないものとする。</p> <p>(4) 次の各号を満たしている場合で、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合は、前項の範囲を40パーセントまで拡大できるものとする。</p> <p>ア 地区のランドマークにふさわしい、質の高い建築デザインの構成要素として使用する色彩であること。</p> <p>イ アクセントカラーの色数は、2色を超えないこと。</p> <p>ウ アクセントカラーを使用する壁面は、開口部や凹凸が少ないシンプルで整形な形状であること。</p> | |
| | | <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。</p> | |
| 民有地 敷地・通路・広場のデザイン | 敷地内通路については、明るく開放的で都会性を演出したデザインとなるよう努めるものとする。 | 敷地や通りは、シンボリックでゆとりと楽しさが感じられるデザインとするものとする。 | 敷地や通りは、風格及び落ち着きが感じられるデザインとするものとする。 |
| | <p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として扉及び柵を設けないものとする。</p> <p>(2) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。</p> <p>(6) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。</p> <p>(7) 大きな敷地においては、通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。</p> | | |
| 照明のデザイン | <p>(1) 屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとするとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度3,000ケルビン以下程度）を基調とするものとする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又</p> | | |

| | | | |
|---------------|--------|--|--|
| | | は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。 | |
| みどりのデザイン | | 川崎駅東口駅前広場の植栽と一体化した景観を形成するよう、樹種及び配置を揃えるものとする。 | 多様な緑の演出により潤いのある屋外空間をつくるものとする。 (1) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。 |
| 公共用地 | 共通 | 明るく開放的で、広域拠点としての都市の魅力を感じさせるデザインとするものとする。 | 風格及び落ち着きを感じさせるデザインとともに、立体的に回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間及び新たな都市活動の場を創出するものとする。 |
| 道路・交通広場等のデザイン | 舗装(歩道) | 駅前広場のデザインは、視界の中で認識しやすくするべき「図」の要素と、「図」を認識しやすくするための背景としての「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりやすい景観を形成するものとする。 歩道部の舗装は、低明度の無彩色とするものとする。 | 駅前広場のデザインは、視界の中で認識しやすくするべき「図」の要素と、「図」を認識しやすくするための背景としての「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりやすい景観を形成するものとする。 歩道部の舗装は、無彩色又は低彩度、かつ、低明度の暖色とするものとする。 |
| 工作物 | | (1) 歩道部の舗装は、洗練されたシンプルな質感のある素材を使用したデザインとするものとする。 (2) 異なる舗装材の取り合いについては、境界のデザインに配慮するものとする。 (3) 開放感のある景観を創出するため、無電柱化を図るものとする。 | (1) 地下街への入口、機械室及びトイレ等の上屋並びにペデストリアンデッキ等の構造物は、白色を基本とし、ガラスを用いる等、明るく開放的なデザインとするものとする。 (2) 地下街への中央入口、東西連絡通路、北口自由通路に設置する屋根は、ゲート性を持たせるとともにシンプルで象徴的なデザインとするものとする。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | | (1) 横断防止柵、車止め、街灯、ベンチ、バス乗場上屋、ペデストリアンデッキその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (2) 横断防止柵、車止め及び街灯は、「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 |
| 照明 | | 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源として色温度3,000ケルvin程度とするものとする。 |
| サイン | | (1) 各種サインは、適切に情報を伝達できるようなシンプルでわかりやすい表示とし、歩行者が認識しやすい配置とするよう努めるものとする。 (2) 各種サインの「地」の部分の色彩は、シンプルな単色とし、白抜き文字等がくつきりと浮かび上がるような明度の低いものを基本とするものとする。 (3) 各種サインの統一、ピクトグラム及び多言語によるユニバーサルデザインへの配慮等、わかりやすい表示を行うものとする。 |

【適用除外】

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- (3) その他市長が認める場合

| 屋外広告物に関する行為の制限 | 区分 | 東口駅前地区 | 東口駅前東地区 | 西口駅前北地区 | 西口駅前中央地区 | |
|----------------|-------------|--|---|---------|----------|--|
| | 定義 | (1) 「低層部」とは、地上12メートル（東口駅前地区は10メートル）以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上12メートル（東口駅前地区は10メートル）を超える地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下、「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合には365日）を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合には365日）を超えるものを除く。 | | | | |
| | 下記の各項目に共通する | 配置 | 広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するよう努めるものとする。 | | | |
| | 表示内容 | 広告物の表示内容は、建築物の名称又はテナントの名称とするものとする。ただし、仮設広告物の場合はこの限りでなく、また、枠付懸垂幕等、窓面広告物、窓裏広告物及び接地範囲に表示する広告物については、自己の事業又は営業の内容（自己が販売し、若しくは提供する商品若しくはサービスの特定の名称若しくは商標又はそれらの製造元、販売元若しくは提供元の特定の者の名称若しくは商標を含む。）を表示することができるものとする。 | | | | |
| | 形状 | 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。 | | | | |
| | 事項 | 照明 | (1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨するものとする。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。 (4) 広告物の照明は、暖かみのある雰囲気を演出するために、色温度3,000ケルビン以下とすることを推奨する。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。 | | | |

| | | | | | | |
|----|------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう努めるものとする。 | | | | |
| | 色彩・文字のデザイン | (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.49Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 | | | | |
| | 文字 | (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 | | | | |
| 壁面 | (1) 壁面看板は、低層部の高さ | (1) 壁面看板は、低層部の高さ | (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位 | (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位 | (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位 | (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位 |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 看板 ・ 壁面 広告 幕 | <p>を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。</p> <p>(4) 低層部に設置</p> | <p>を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。</p> <p>(3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。</p> <p>(4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。</p> <p>(5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕)</p> |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可</p> | <p>合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ8メートル以下、横の長さ8メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えていた壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないと、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとすることができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--------|--|---|--|
| | <p>(6) 能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 平成22年1月1日の時点での基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとすることができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> | <p>(6) 能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p> <p>(7) 東口駅前東地区指定施行日の時点での基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとすることができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> | <p>及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとすることができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> |
| 枠付懸垂幕等 | <p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、90日以内の期間で掲出す</p> | <p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、90日以内の期間で掲出す</p> | 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。 |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| | <p>る場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(2) 平成22年1月1日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積（外枠の面積）を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> | <p>る場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(2) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積（外枠の面積）を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> | |
| 窓面広告物・窓裏広告物 | <p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広</p> | <p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当</p> | <p>(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合、この限りでない。</p> |

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| | | <p>告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合は、接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p> | <p>する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 仮設広告物の場合 イ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合 ウ 接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合 エ 窓面広告物を設置又は表示しない階で、全ての窓裏広告物をガラス部分に直接貼り付けず設置又は表示し、その面積の合計が、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の50パーセント以下の場合 なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。</p> <p>(3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p> | |
| 屋上広告物 | | 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物と一体的なデザインとし、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、壁面看板として扱うことができるものとする。 | | |

| | | | |
|-------------|---|--|---|
| 袖 看 板 | <p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えていたりする場合は、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 駅前広場に面する部分に設置する袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。ただし、地上から3.5メートル以上の範囲で、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下の板状で厚みのない看板を外壁の内側に組み込み、1面のみを表示することによって、壁面と一体的に認識できるようなデザインとした場合で、1の壁面につき1箇所以内の設置とした</p> | <p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超えていたりする場合は、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 接地範囲以外の位置に設置する袖看板は、1の壁面につき1箇所（複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1箇所の袖看板とみなす。）とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には廣告</p> | <p>(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えていたりする場合は、その接地面からの高さ以上とすることができる。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</p> <p>(3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</p> |
|-------------|---|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>場合は、壁面看板として扱うことができるものとする。</p> <p>(4) 駅前広場に面しない部分に設置する袖看板で、接地範囲以外の位置に設置するものは、1の壁面につき1箇所（複数のデナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1箇所の袖看板とみなす。）とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ20メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しないものとする。</p> <p>(5) 平成22年1月1日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものとすることができる。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|---------|---|--|--|
| | た場合においては、この限りでない。 | | |
| バナーフラッグ | バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。 | | |
| 地上設置広告物 | (1) 広告塔又は広告板は、縦の長さ3メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計30平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ5メートル以下、横の長さ4メートル以下、表示面積の合計40平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔又は広告板はできるだけ集約化するとともに、複数設置する場合は、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。 | | |
| 映像装置 | (1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1箇所以内とするものとする。 (2) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。 | | |
| 適用除外の条件 | 屋外広告物に関する行為の制限（壁面看板及び壁面広告幕）第7号、及び屋外広告物に関する行為の制限（窓面広告物及び窓裏広告物）第2号に規定する別に定める適用除外の条件は、次の各項に定めるものとする。 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 | | |
| 色彩 | (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用するよう努めるものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.49Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 | | |

| | | |
|--|----|--|
| | 文字 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の单一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の单一の文節で構成するものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の单一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の单一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 |
|--|----|--|

【適用除外】

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合
- (8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (9) その他市長が認める場合

川崎駅東口周辺現況写真

参考資料2

